

# オーストラリアの概要

～知られていない未知の国～

栗原市企画部市民協働課地域振興係

高橋 千穂



# オーストラリアの概要



- 人口 約2,100万人 日本の1/6
- 面積 770万km<sup>2</sup> 日本の20倍
- 年間降水量 800mm以下が80% (シドニーは1,200mm)  
※世界で最も平均標高の低い、乾燥した大陸
- 歴史 紀元前約4~6万年:先住民アボリジニが移住  
1770年:英国人探検家ジェイムス・クックが上陸  
1788年:植民地として領有を宣言  
1901年:連邦制を宣言  
1908年:キャンベラを首都に選定  
(政府機関は1927年に移転)  
1986年:憲法上もイギリスから分離



# オーストラリアの国旗・紋章



オーストラリアの国旗



アボリジニ旗



トレス海峡諸島民  
旗



オーストラリア連邦紋章



ニュー・サウス・ウェールズ  
州  
の州旗



# オーストラリア社会の特徴



- 人口の7割以上が海岸沿いに集中(6割弱が東海岸)
- 人口の4分の1は外国生まれ (ABS2007年6月)  
英國(115万人)、NZ(46)、中国(28)、イタリア(23)、インド(20)、  
ベトナム(19)、フィリピン(14)、ギリシャ(13)、… 日本(4.5(26位))
- 在留邦人は約6万3千人 (外務省2007年10月現在)  
全体として増加、駐在員は減少  
都市別では、シドニーは約2万5千人でロサンゼルス、  
ニューヨーク、上海、バンコク、ロンドンに次いで6位
- 先住民(アボリジニ・トレス海峡諸島民)は人口の2.5%
- 65歳以上人口比率 13.1% (日19.9%) 2005年  
合計特殊出生率 1.81 (日1.32) 2006年



# 多文化主義(Multiculturalism)



- 1970年代に白豪主義を撤廃

英國・アイルランド → 非英語圏ヨーロッパ → アジア

- 移民を積極的に受入(特に高度な技術・能力を有する者)

人口増加約316千人(+1.5%)のうち、移民による増(出入国純計)  
約178千人(2006/07年)

- 人口の1／4は外国生まれ。16%が家庭で英語以外の言語を使用

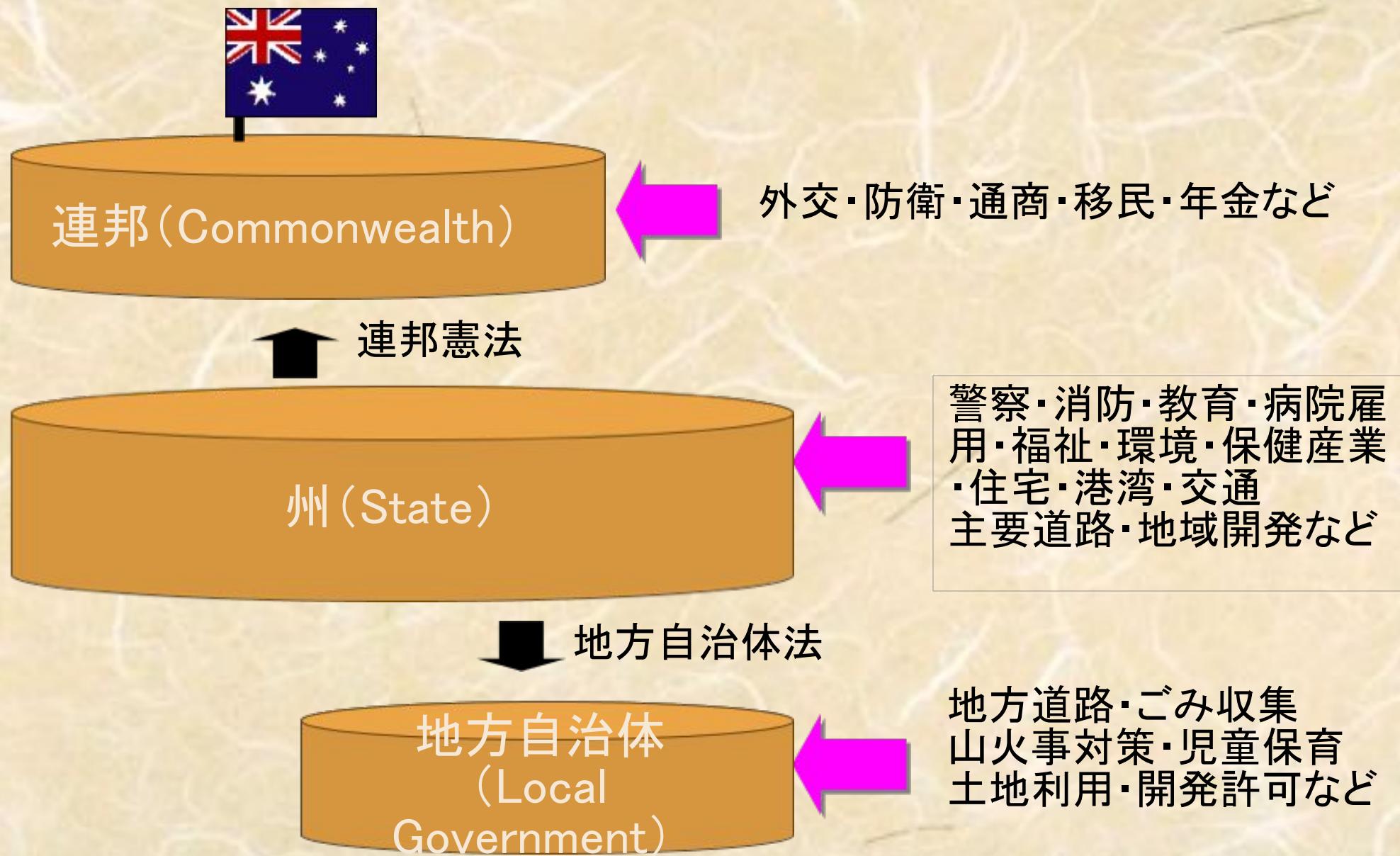
- 言語、宗教、人種、民族の多様性を理解、容認、尊重する社会

- 偏見、差別、非難をおそれずに、施策、意思決定、生存権に公平に機会を付与

- 英語は公用語。それぞれの母国語、継承語を尊重。政府の提供するサービスにもどの言語でもアクセスできる仕組み



# オーストラリアの政府構造





# 各政府の権限



連邦	州・特別地域	地方自治体	
専属的権限	共管的権限	その他の権限	
連邦に専属する権限 (連邦憲法に規定)	連邦政府と州政府 が行使し得る権限 (連邦憲法に規定)	専属的権限・共管 的権限以外の権限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税・消費税の課税</li> <li>・貨幣製造</li> <li>・連邦憲法改正の発議 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税・消費税以外 の課税</li> <li>・防衛</li> <li>・外交</li> <li>・社会福祉</li> <li>・年金</li> <li>・郵便制度</li> <li>・度量制度</li> <li>・銀行運営</li> <li>・著作権制度 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・消防</li> <li>・救急</li> <li>・公立学校</li> <li>・公立病院</li> <li>・環境保全 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方道整備</li> <li>・山火事対策</li> <li>・公衆衛生</li> <li>・児童保育</li> <li>・ごみ収集</li> <li>・建築確認</li> <li>・土地利用計画</li> <li>・動物管理</li> <li>・資産税の課税 など</li> </ul>



# 連邦の政治体制



## 立憲君主制

元首はオーストラリア(女)王(エリザベス二世女王陛下)  
連邦総督(Governor-General)が元首の代理として広範な権限  
実質的には議院内閣制(憲法上の慣習)

## 連邦議会 二院制



	上院	下院
定数	76名(6州各12名、NT,ACT各2名)	150名
選挙方法	比例代表制	小選挙区制
	移譲式投票制	優先順位付連記投票制
任期	6年(NT、ACT選出議員は3年)	3年

## 内閣

下院で過半数の議席を有する政党(又は連合)の党首が首相となり内閣を組織

現在の首相(Prime Minister)は ケビン・ラッド 氏(労働党)

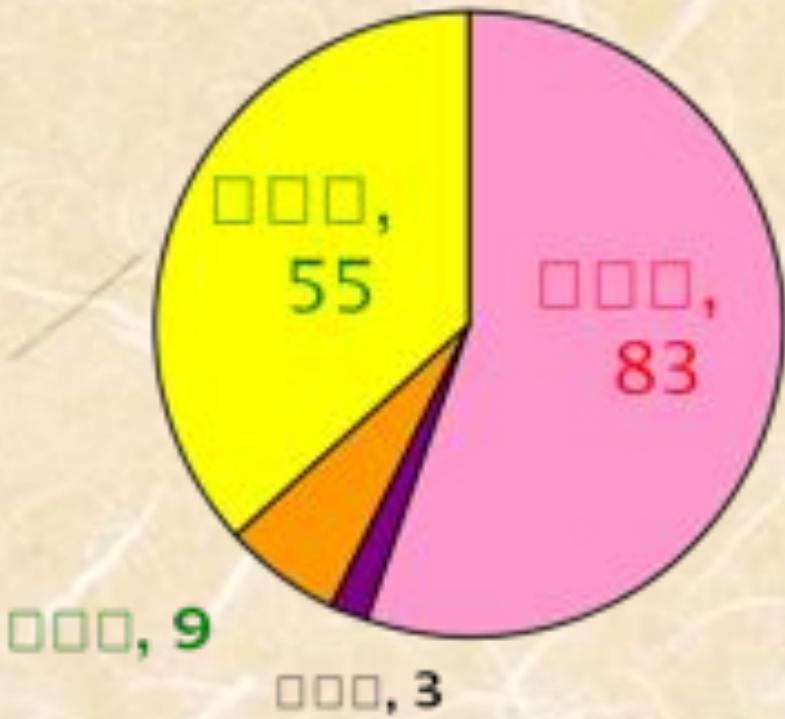
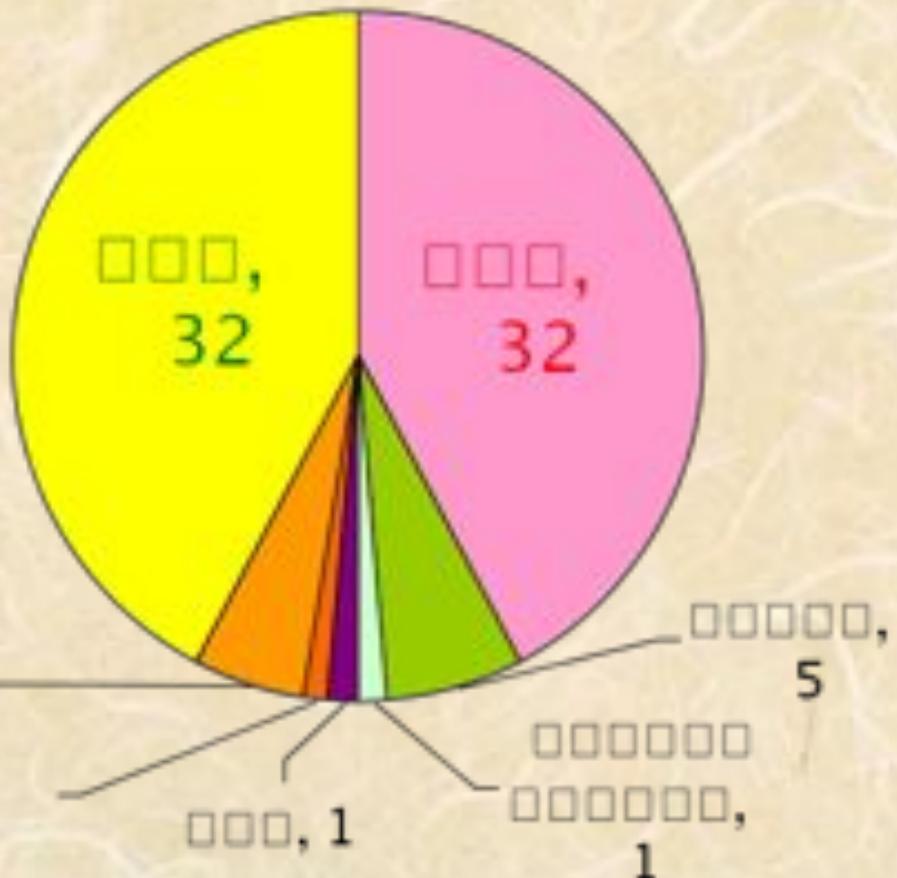


# 連邦議会政党別議席数



□□□ 76 □□□  
□□ 6 □  
□ NT, ACT □□□□□ 3 □□

□□□ 150 □□□  
□□ 3 □





# 州・特別地域 – Map





# 州・特別地域



(単位:万人、2007年6月現在)

州・特別地域名	州人口	州都	州都 都市圏人口	州都 自治体人口
ニュー・サウス・ウェールズ州(NSW)	689	シドニー	434	17
ビクトリア州(VIC)	521	メルボルン	381	8
クイーンズランド州(QLD)	418	ブリスベン	186	101
南オーストラリア州(SA)	158	アデレード	116	2
西オーストラリア州(WA)	211	パース	155	1
タスマニア州(TAS)	49	ホバート	21	5
北部特別地域(NT)	22	ダーウィン	12	7
首都特別地域(ACT)	34	(キャンベラ)	—	—



# 州の政治体制(NSW州を例に)



## 立憲君主制

元首はオーストラリア(女)王(エリザベス二世女王陛下)

元首の代理として州総督(Governor)に広範な権限

実質的には議院内閣制(憲法上の慣習)

## 州議会 二院制



	上院	下院
定数	42名	93名
選挙方法	比例代表制	小選挙区制
	移譲式投票制	優先順位付連記投票制
任期	8年(4年毎に半数が改選)	4年

## 内閣

下院で過半数の議席を有する政党(又は連合)の州党首が首相となり内閣を組織

現在の首相(Premier)は ネイサン・リース 氏(労働党)



# 地方自治体 Local Government



“Council” 地方自治体を表すとともに、狭義では議会を表す  
 各州の地方自治体法により設置、組織や運営が規定される  
 権限は日本の市町村と比べて非常に限定的  
 居住環境整備に関する事業が主たるもの

州・特別地域	地方自治体数	その他(※1)
NSW	152	3
VIC	79	0
QLD	73	0
SA	68	6
WA	139	0
TAS	29	0
NT	16	0
合計	556	9

※1 連邦財政支援交付金  
 (FAG)対象団体

ACTは自治体の機能も有する

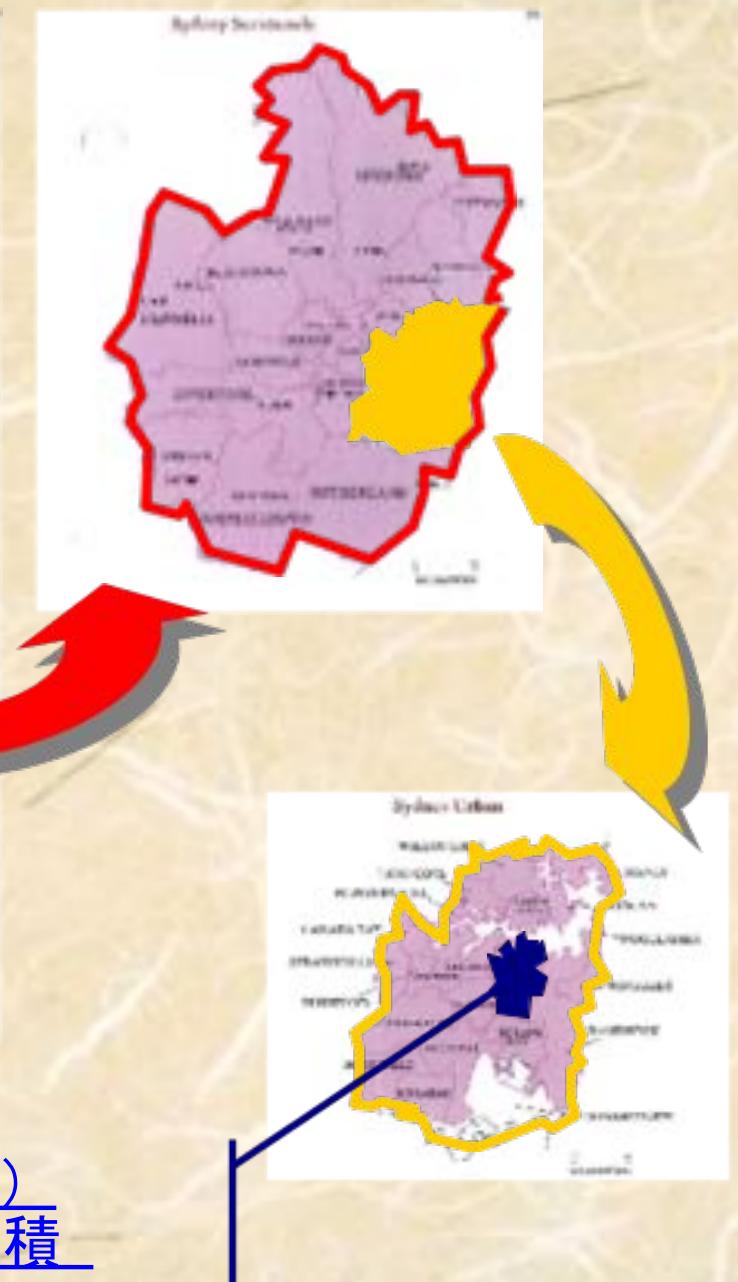
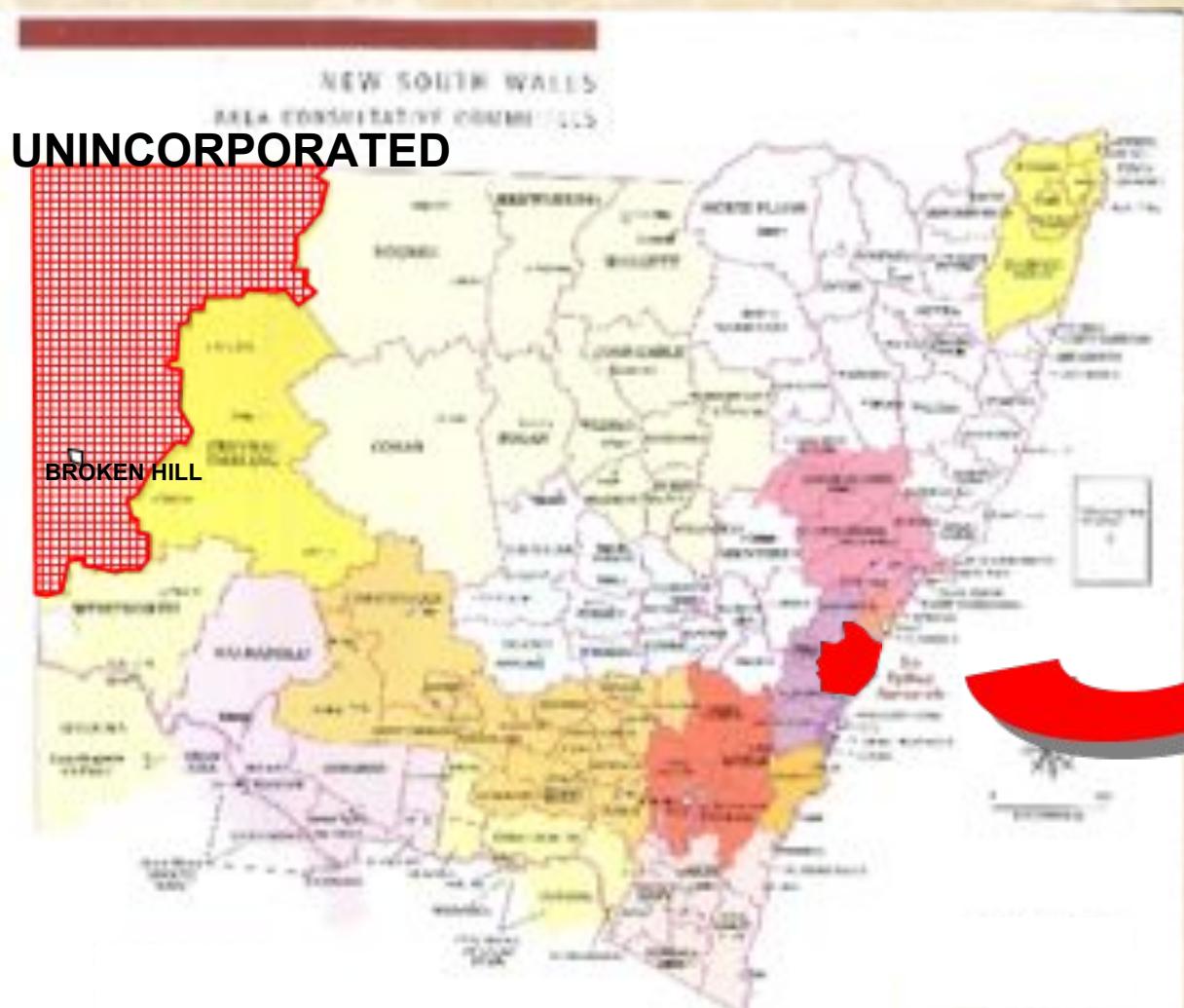
QLDは2008年3月15日に合併  
 (157→73)

NTは2008年7月1日に再編  
 (62(その他含む)→16)

(2008年11月現在)



# NSW州の自治体配置図



シドニー(州都)  
人口17万人 面積  
26km<sup>2</sup>



# 地方自治体の事務の例



- 土木

公共事業の計画、道路・橋梁・歩道・下水道・清掃・ゴミ収集処理施設の建設・維持管理

- レクリエーション

ゴルフコース、プール、運動場、レクリエーションセンター、公会堂、売店、キャンプ場、オートキャンプ場

- 衛生

水質検査、食品検査、予防接種、公衆トイレ、騒音規制、食肉検査、動物管理

- 市民サービス

児童福祉、高齢者福祉、避難所、食事配達、カウンセリング、生活保護

- 建築物

検査、認可、認証、強制

- 都市計画・開発許可

- 管理運営

飛行場、採石場、墓地、駐車場、路上駐車

- 文化・教育

図書館、美術ギャラリー、博物館

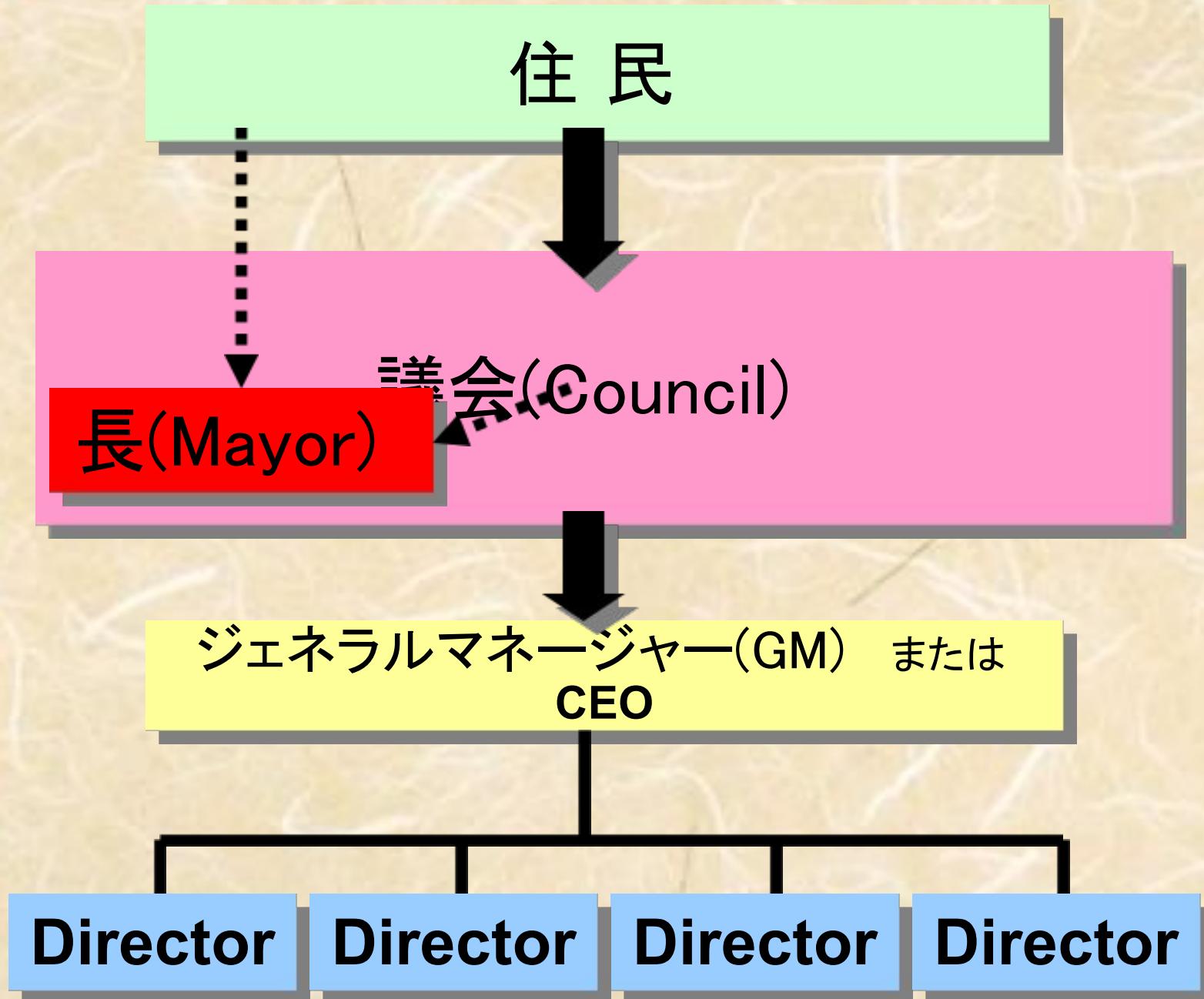
- 給水、下水(州により異なる)

- その他

食肉処理場、家畜置場、市場、集団購入



# 地方自治体の組織



# 議会(Council)



任務 ○重要な政策決定

- 経営計画・予算の決定、年次報告の承認
- 連邦・州・他の地方自治体との協議
- 請願の処理
- 幹部職員の任免、職務遂行の管理
- 土地利用計画、地域環境計画の策定
- 重要な開発行為(新增築など)の承認

議長  
長(Mayor)が  
議長を務める

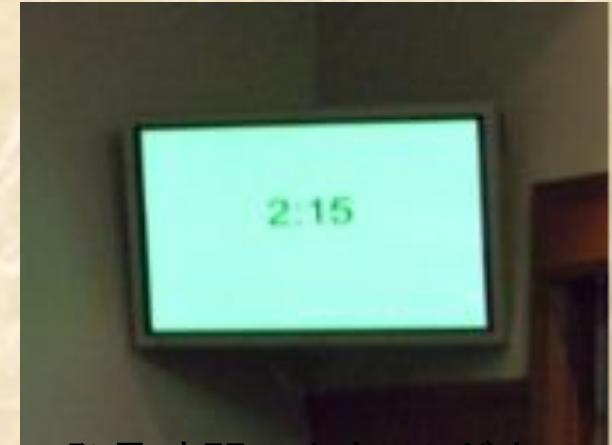
任期・定数	任期	定数
<b>NSW</b>	4年	5~15名(州地方自治体法)
<b>VIC</b>	3年	5~12名(州地方自治体法)
<b>QLD</b>	4年	5名~27名(州地方自治体法・規則で個別に規定)
<b>SA</b>	3年	州法に規定なし
<b>WA</b>	4年(※)	6~15名(州地方自治体法)
<b>TAS</b>	4年	9名又は12名(州地方自治体法で個別に規定)
※2年毎に半数改選	4年	5名~



# 議会(Council Meeting)の様子



マンリー市(NSW州)の議会の様子



発言時間のカウントダウントン  
(ホーンズビー市)



ホーンズビー市(NSW州)の議会の様子



# 長(Mayor)



## (任務)

- 議会の審議を主宰
- 地方自治体を対外的に代表

## (選任)

- 直接公選 **QLD, TAS, NT**
- 直接公選または議員間の互選 **NSW, VIC, SA, WA**



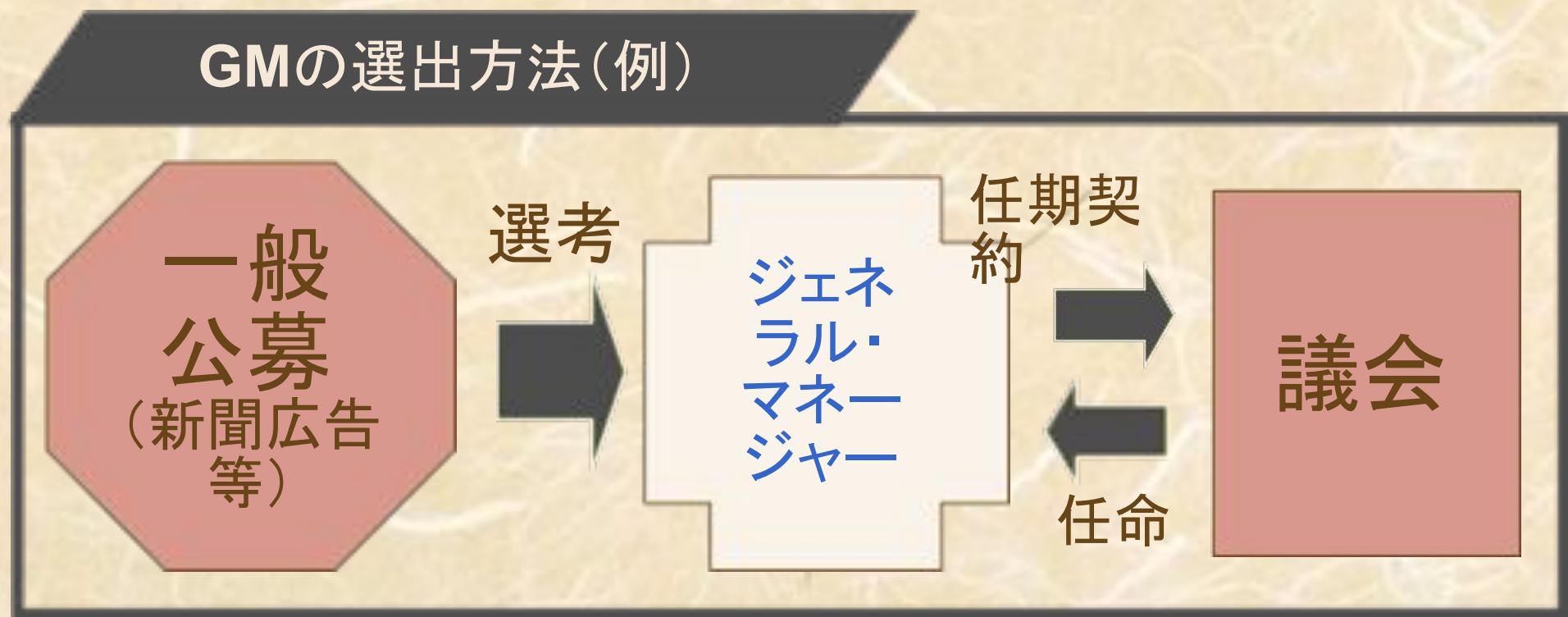
# ジェネラル・マネージャー (General Manager)



首席行政職員 “**Chief Executive Officer(CEO)**”等と称することもある

議会が任命する 行政執行の責任者

## GMの選出方法(例)





# ジェネラル・マネージャーの役割



- 議会により選任・任命される唯一の幹部職員
- 5年以内の任期付き採用。再任可能。業績本位。
- 自治体組織の効率的・効果的運営、日常の運営(議会の決定、方針の実施の確認)
- 議会により承認された組織構造と資源に沿って職員の任命、指示、解雇
- 議会により委任された権限の行使



# 州と地方自治体との関係



- **地方自治体は「州の創造物」**
  - ・州が自治体の廃置分合を決定
  
- **強力な行政監督権限**
  - ・行政検査
  - ・議会の解散
  - ・資産税総額の上昇率上限の設定 (NSWのみ)
  - ・議員・市長の手当の上下限の決定
  - ・汚職摘発、州オンブズマンによる審査
  
- **財政支援**
  - ・財政支援交付金
  - ・特定目的補助金



# 地方自治に関する州政府機関(1) 【NSW州】

## 地方自治体省(Department of Local Government)

- 法律(地方自治体法・規則等)の所管、立案
- 助言・情報提供(州政府・地方自治体に対して)
- 財政運営の規制
- 地方自治体の業務達成度の向上



# 地方自治に関する州政府機関(2) 【NSW州】



## 《各種委員会》

### 地方自治体利害関係・懲戒審査会

金銭的な利害関係に関する情報公開義務に関する法違反の申立に関する聴聞、裁決など

### 地方自治体報酬審査会

地方自治体を分類し、議員及び市長の報酬の上下限を決定し、毎年、大臣に報告

### 地方自治体交付金委員会

連邦政府の地方自治体財政支援交付金の州内自治体への配分について大臣に勧告

### 地方自治体境界委員会

地方自治体の境界に関し検討し、大臣に報告

### 選挙管理委員会

州議会議員選挙のほか、地方自治体議員・市長選挙を管理

### 汚職摘発独立委員会

公務執行に関する汚職(公務員でない場合を含む。)を捜査し、明らかにし、防止する。

汚職の防止について公務員、住民への啓発

### 独立価格設定・規制審査会

公正取引や適正な料金設定等に関する審査



# 地方自治に関する連邦政府機関



連邦社会資本・交通・地域開発・地方自治省

(Department of Infrastructure, Transport,  
Regional Development and Local  
Government)

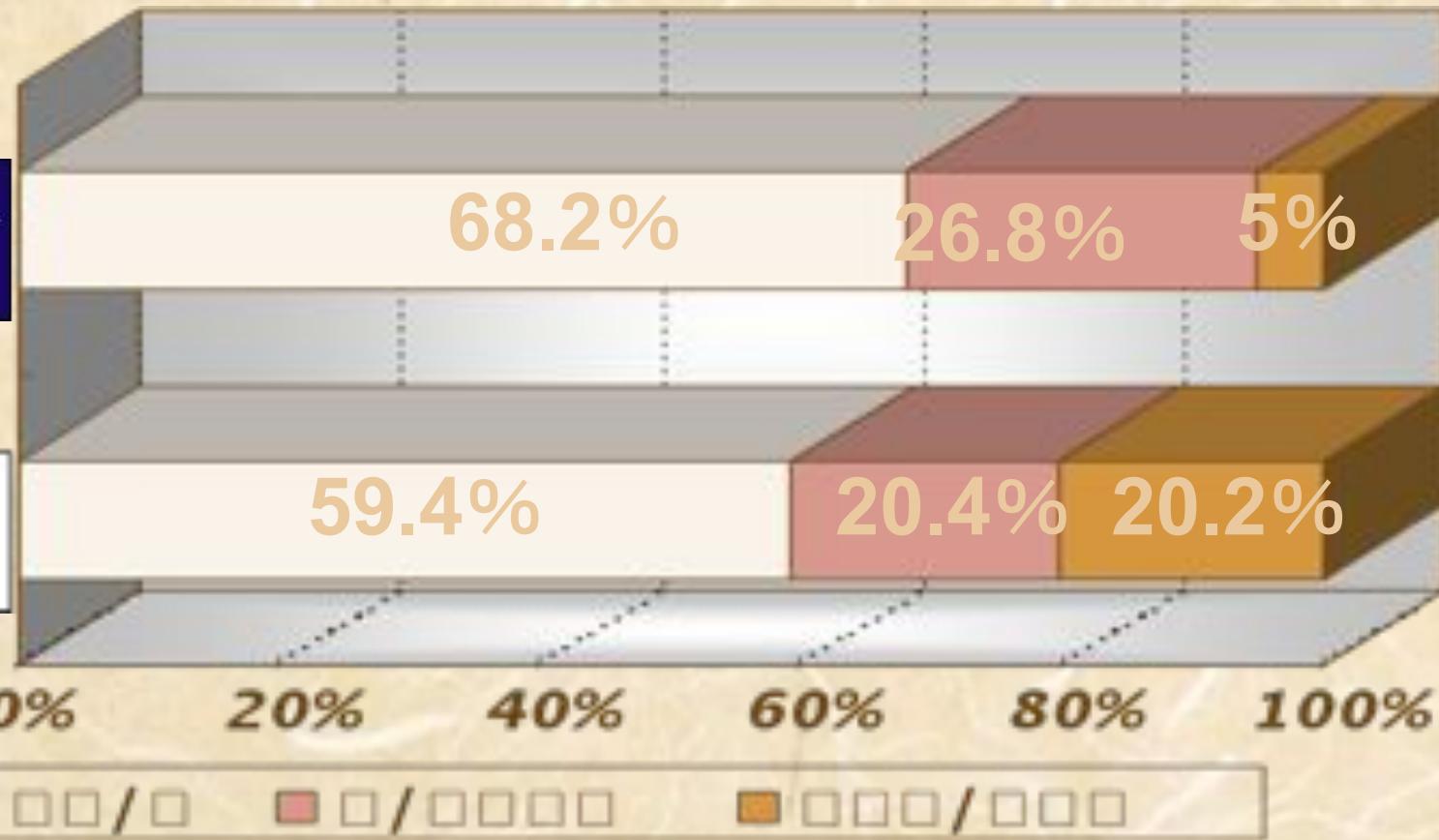
- ○地方自治体財政支援交付金
- ○先進事例の表彰



# 日豪政府部門の財政比較

歳入

2005年度



3,916  
億  
豪ドル

149兆7,  
222  
億円



# 各政府の財政

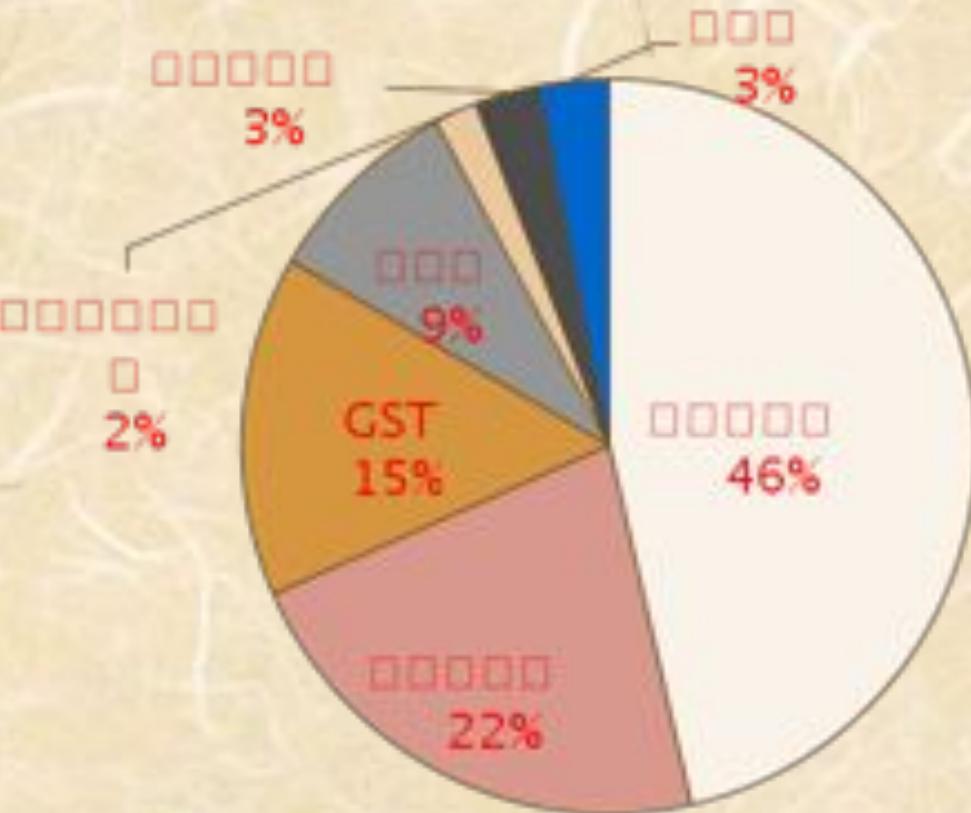


## 政府段階別歳入内訳

2005年度

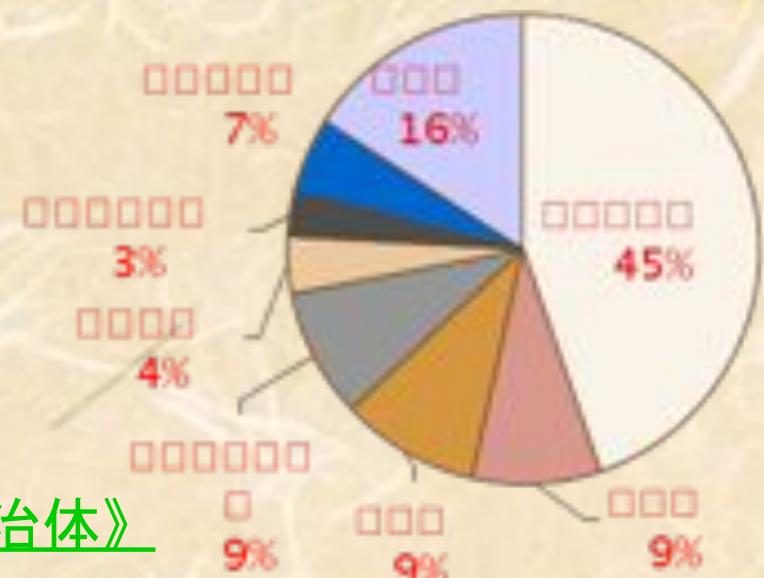
### 《連邦政府》

2,606億豪ドル



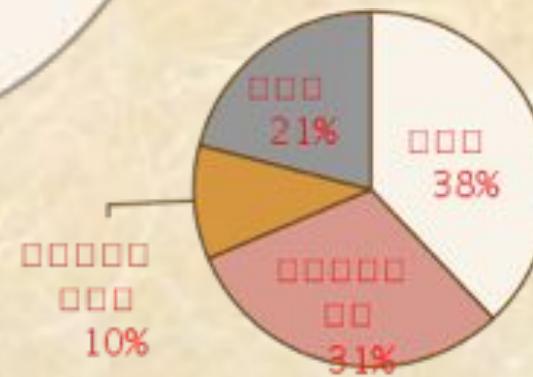
### 《州政府》

1,426億豪ドル



### 《地方自治体》

231億豪ドル



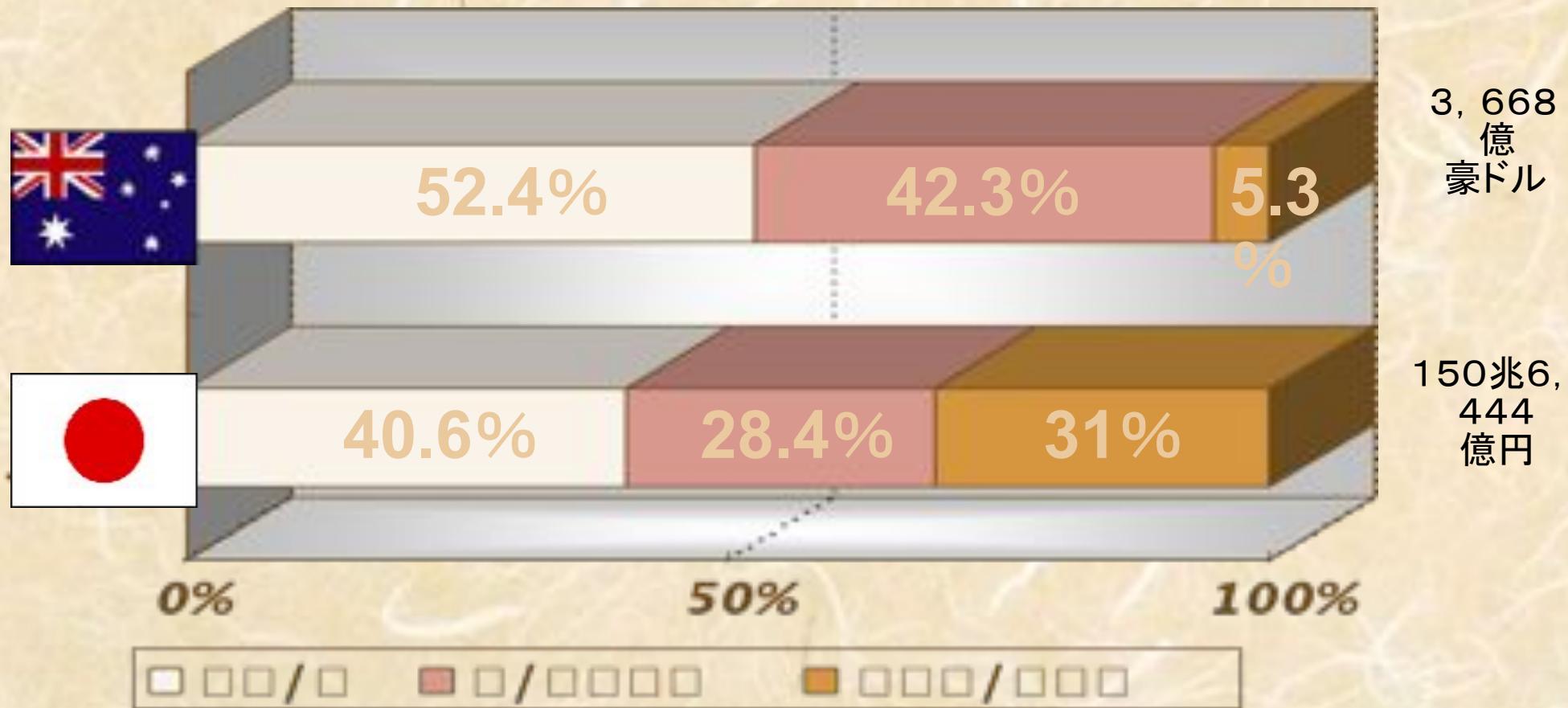


# 日豪政府部門の財政比較

歳出

※政府間の財源移転を除く

2005年度





# 各政府の財政

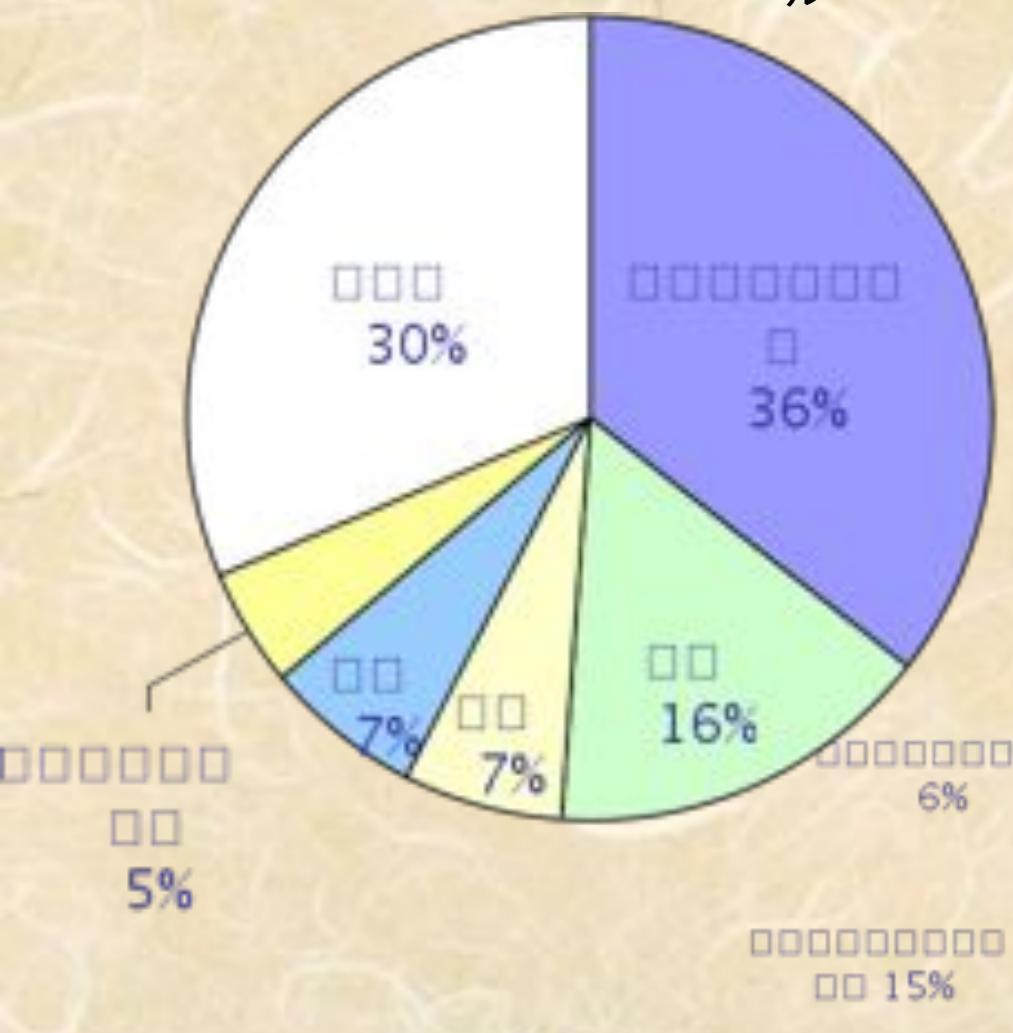


## 歳出

### 政府段階別歳出内

訳

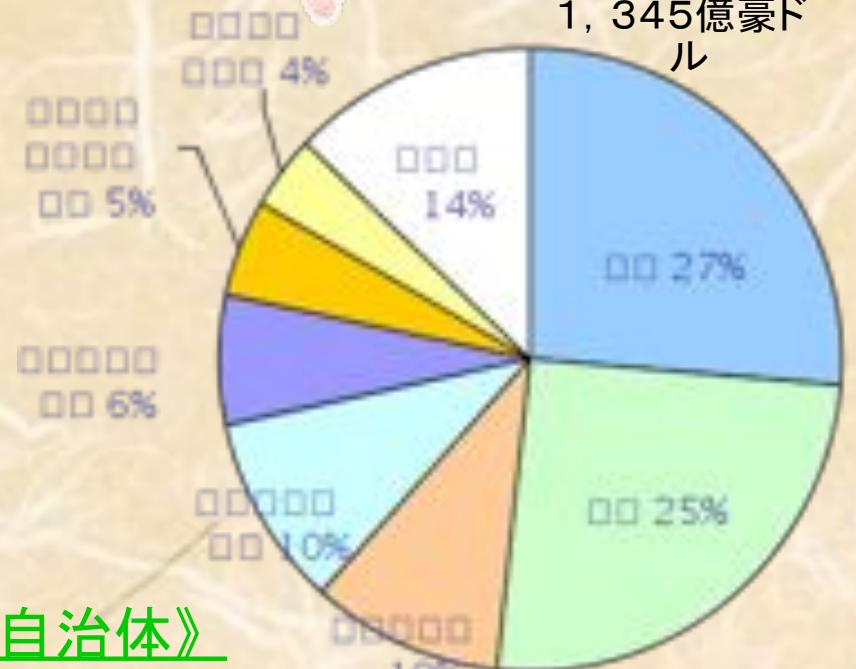
《連邦政府》 2,426億豪ドル



2005年度

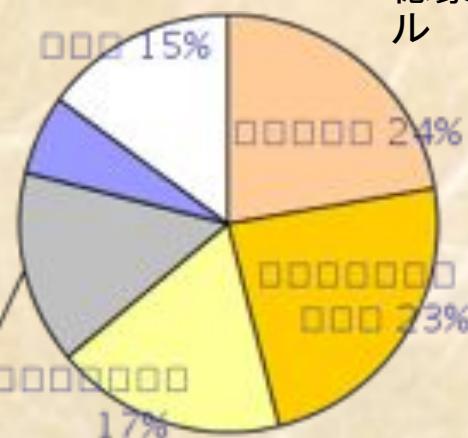
### 《州政府》

1,345億豪ドル



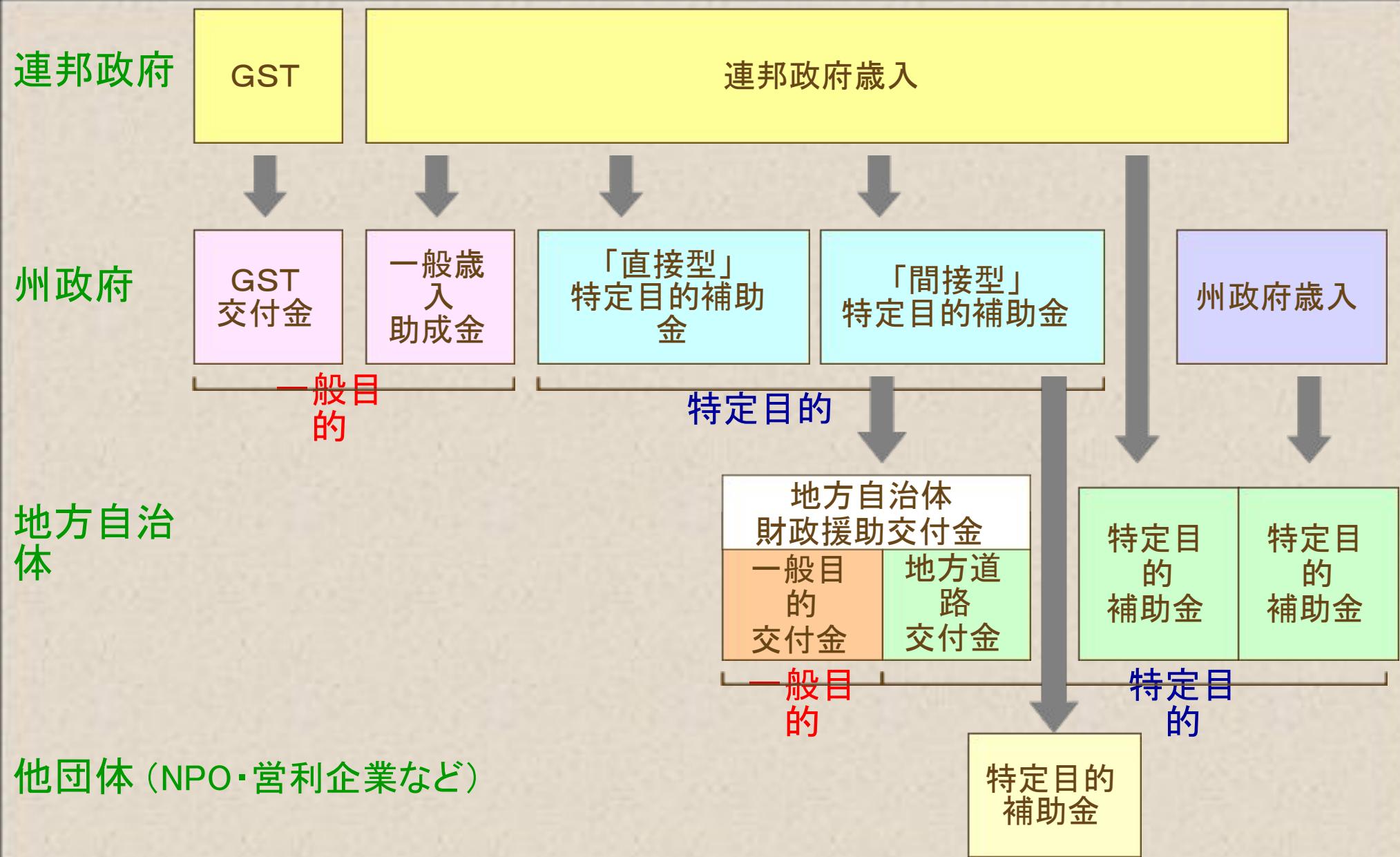
### 《地方自治体》

205億豪ドル





# 政府間財政調整制度





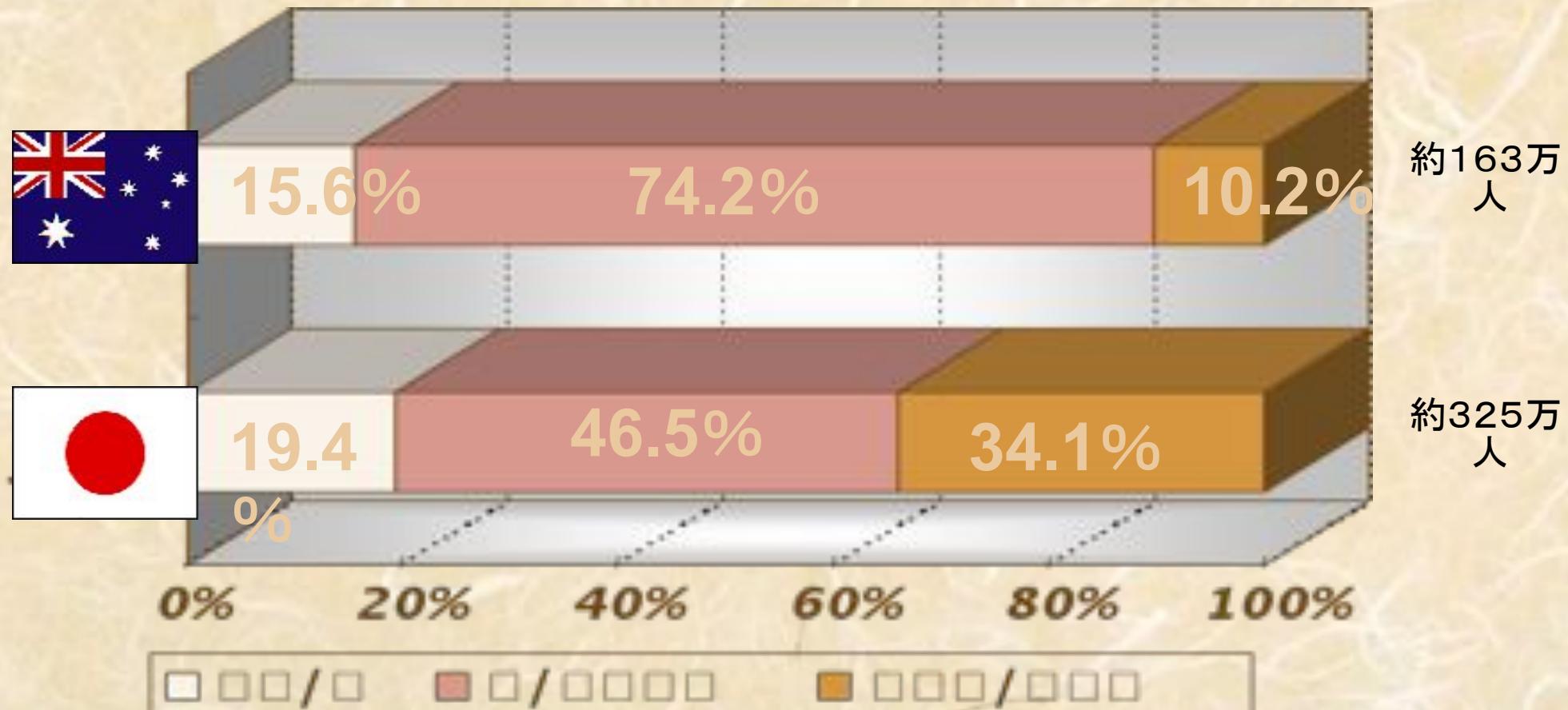
# 自治体の職員数



## 日豪政府部門の職員数比較

※日本…職員数は自衛隊を含まず。  
都道府県費負担の教職員は都道府県に含めている。

2005年度





# 地方自治体の連合組織(1)



## 各州の地方自治体協会(Local Government Association)

北部特別地域にも置かれる。

- すべての地方自治体が加入
- 州内の地方自治体を代表
- 地方自治体に準ずる組織(アボリジニのコミュニティ団体、連邦交付金の受け皿等)が構成員
- 州政府との地方自治に関する事項に関する協議の窓口
- 州政府や連邦政府などに対してロビー活動
- 地方自治体に関する事項について調査、情報提供。  
財務管理・雇用対策などの調査・情報提供。  
人材あっせん、労使調停、共同購入、年金業務、職員研修など。



# 地方自治体の連合組織(2)



## 全豪地方自治体協会(Australian Local Government Association : ALGA)

- 各州の地方自治体協会の連合体
- 地方自治体全体の利益のために連邦政府等と協議  
連邦政府等へのロビー活動
- 各州に共通する案件についての協議の場
- 地方自治体に関する事項についての調査、情報提供、意思決定



# 政府間協議



## オーストラリア政府間評議会(Council of Australian Governments)

- 連邦首相(1)、各州首相(特別地域首席大臣)(8)、全豪地方自治体協会会長(1)の10名で構成。
- 連邦・州・地方自治体間の協力が必要な分野における国家的重要性をもつた政策改革を主導し、促進し、確認すること。
- 合意事項については、政府間協定を締結。

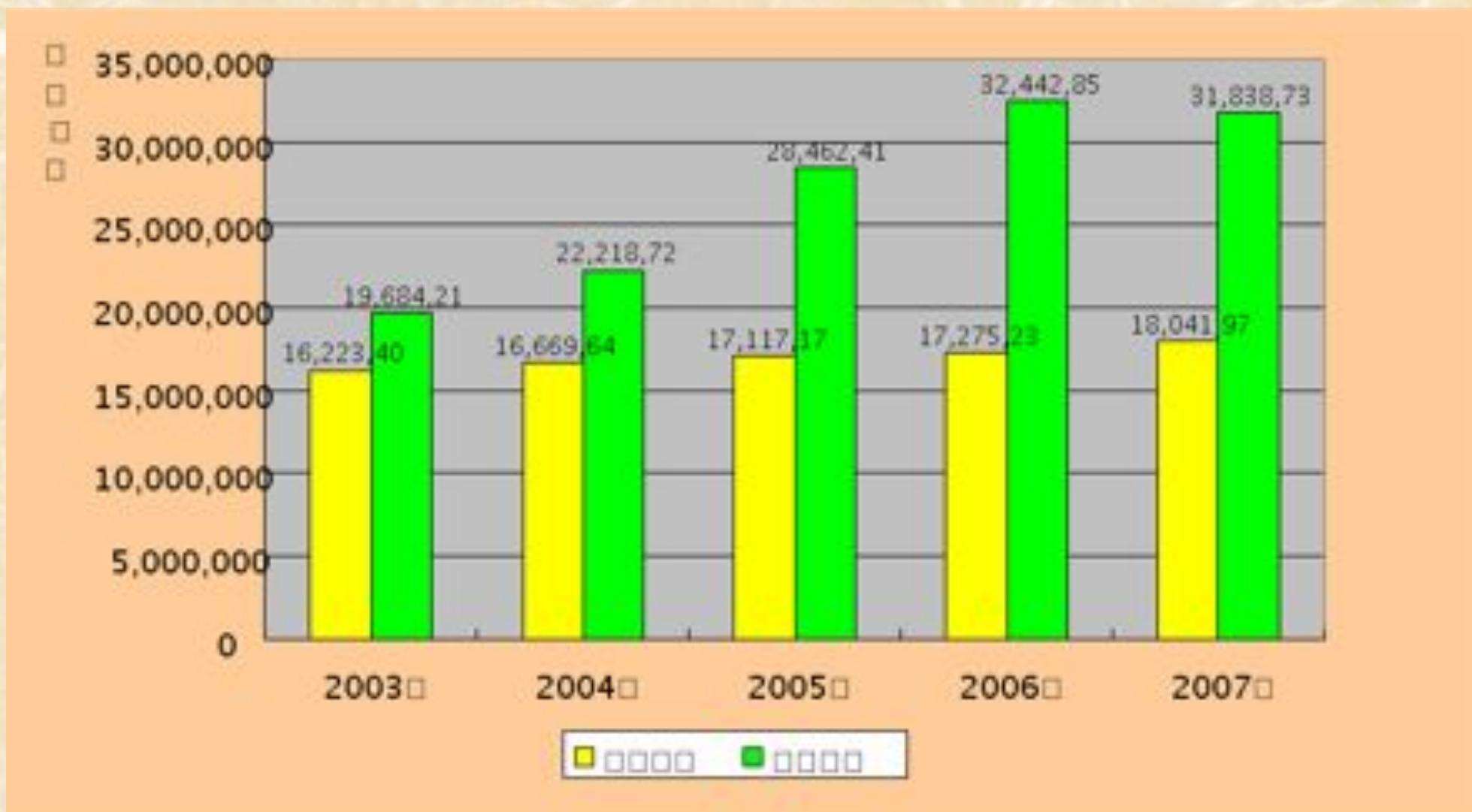
## 大臣会合(Ministerial Council)

- 分野別に連邦・州政府レベルの大臣で構成。
- 40**を超える分野で大臣会合が設置。
- 地方自治体代表を招くか否かは各会合が判断。政策調整が必要な分野では招くことが望ましいとされる。



# 日豪経済関係 I

## 豪州の対日貿易収支





# 日豪経済関係Ⅱ



## オーストラリアの主要貿易相手国

2007年

日本 中国 韓国 米国 ニュージーランド その他

19.4% 14.1% 8.0% 6.0% 5.6% 47.4%

中国 米国 日本 シンガポール ドイツ その他

15.5% 12.6% 9.6% 5.6% 5.2% 51.5%

0%

20%

40%

60%

80%

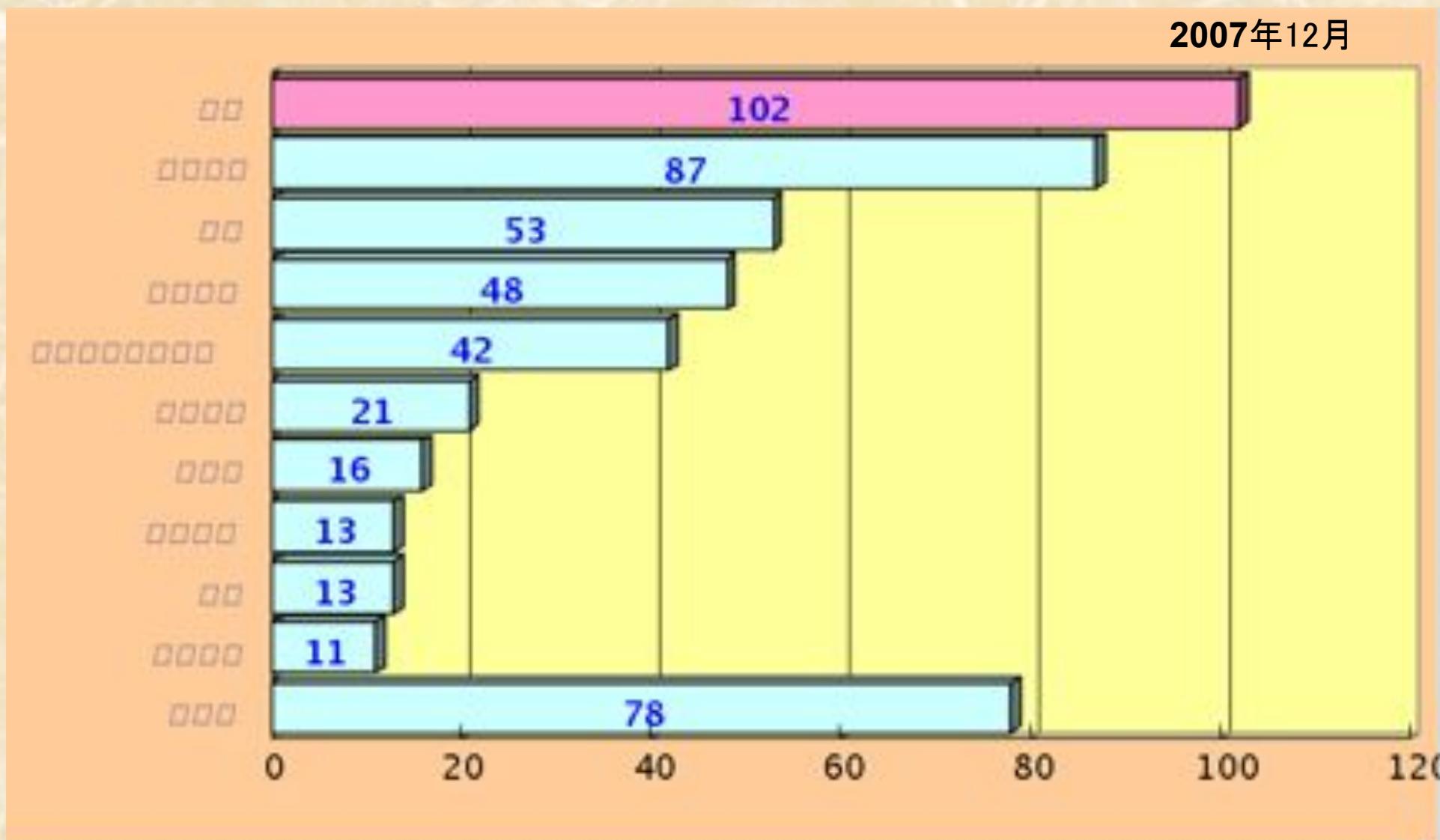
100%



# 姉妹都市提携 I



オーストラリアの姉妹都市提携相手国(484件)  
※姉妹州提携を除く



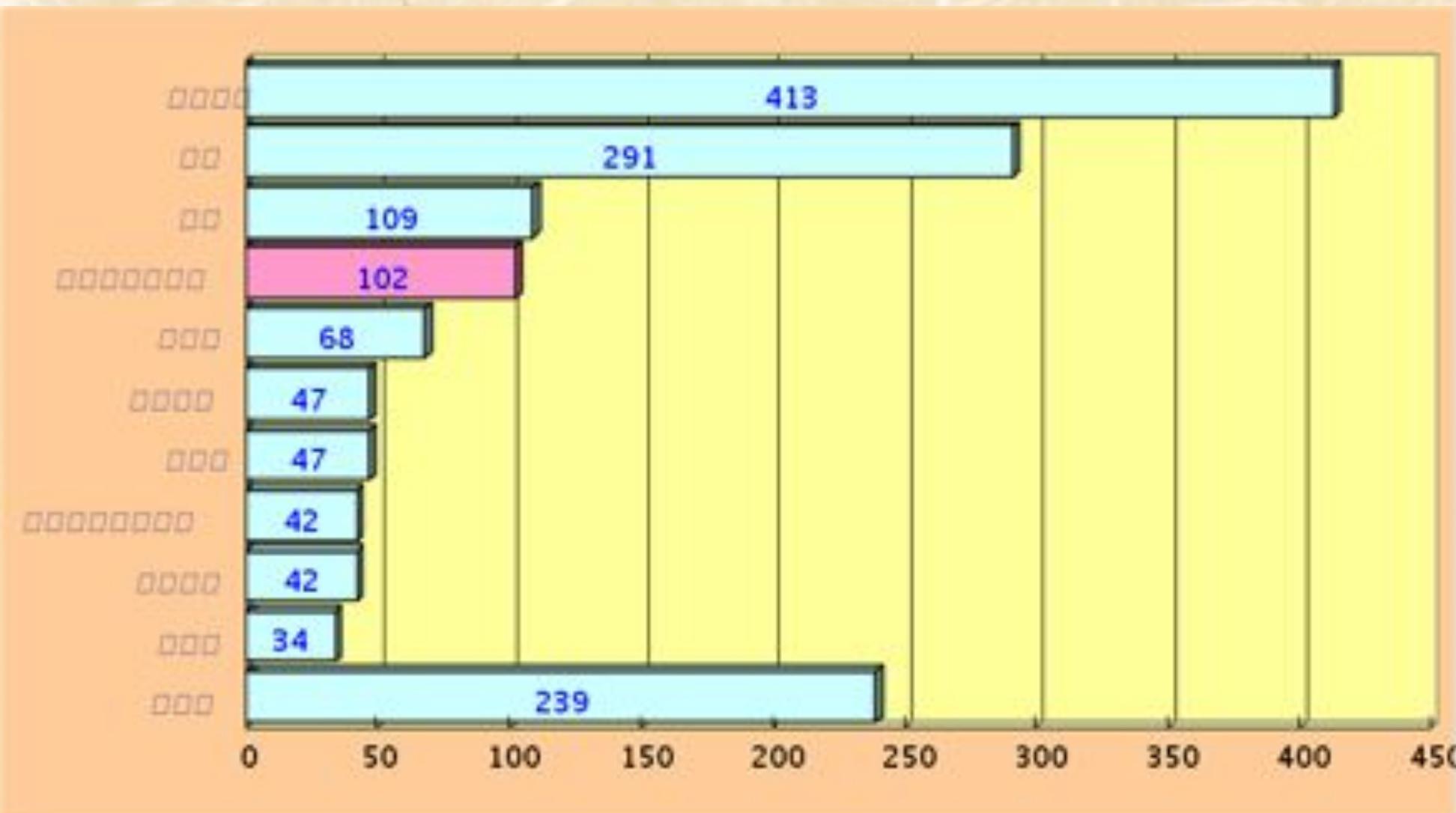


# 姉妹都市提携 II

日本の姉妹都市提携相手国(1,434件)

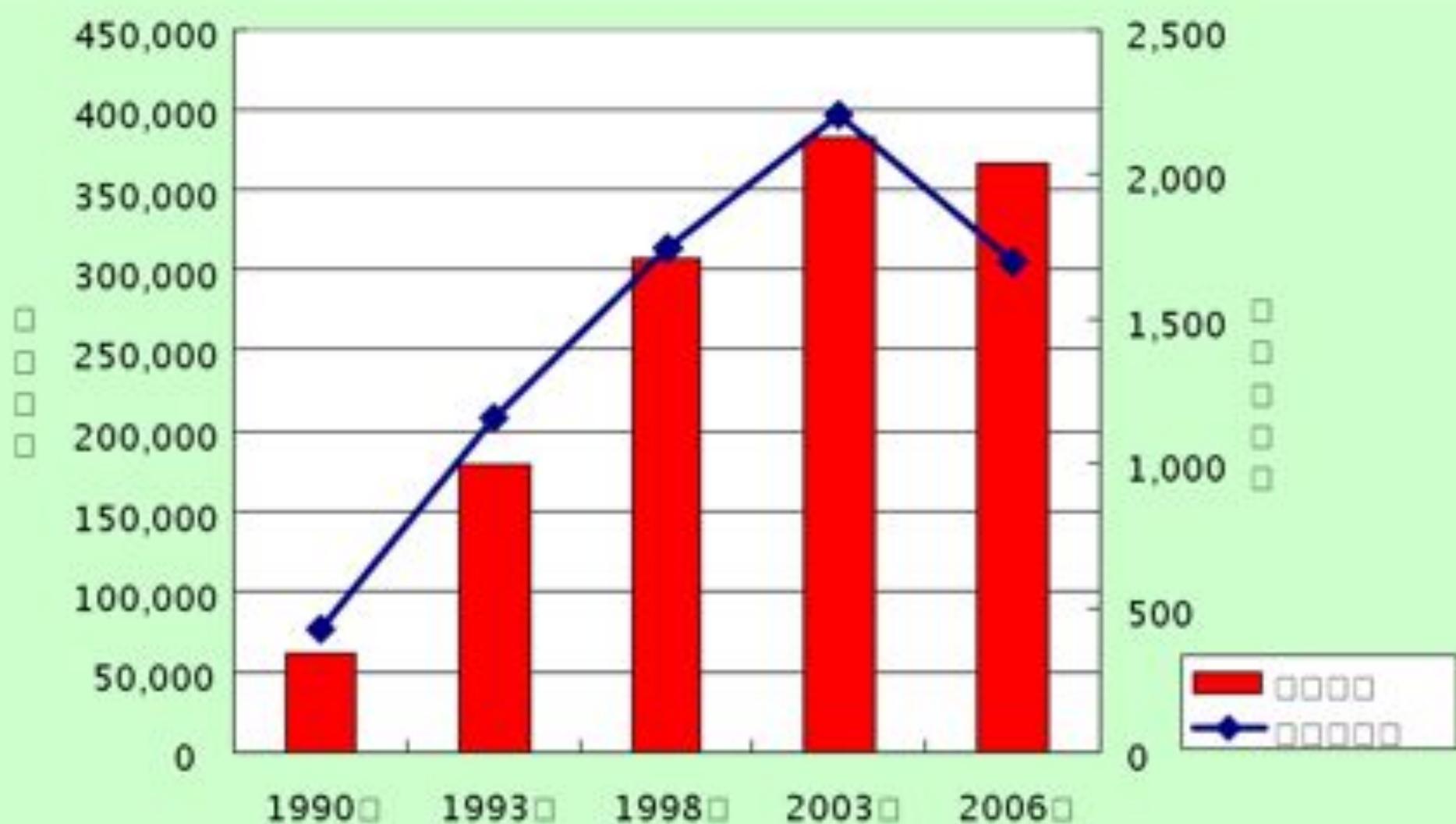
※都道府県提携分を除く

2007年12月





# 日本語学習者数及び 日本語学習機関数

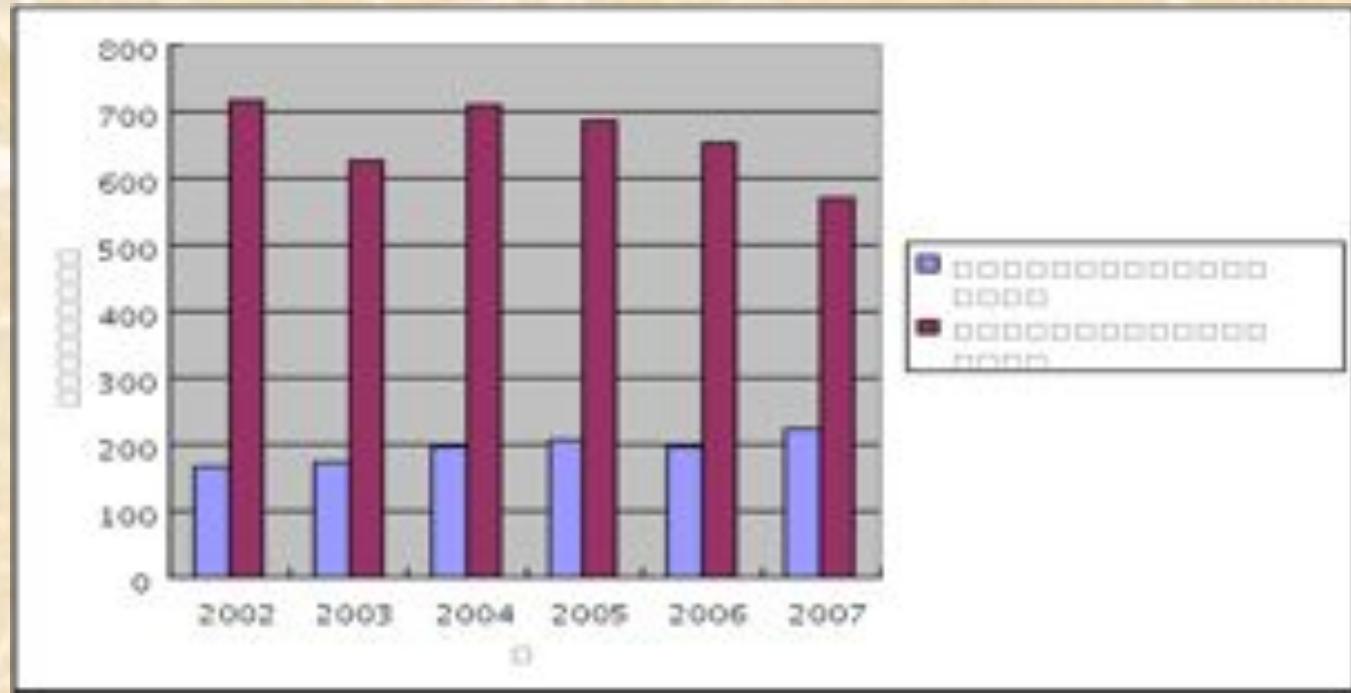




# 観光



## 旅行者数の推移



単位：千人

オーストラリアへの旅行者					オーストラリア人の海外旅行先				
順位	国名	人数	割合	前年比	順位	国名	人数	割合	前年比
1	ニュージーランド	1,139.9	20.2%	6.0%	1	ニュージーランド	907.1	16.7%	4.9%
2	イギリス	694.7	12.3%	-5.4%	2	アメリカ	476.0	8.8%	8.1%
3	日本	570.2	10.1%	-12.4%	3	イギリス	423.0	7.8%	2.5%
4	アメリカ	461.8	8.2%	1.2%	4	タイ	375.1	6.9%	30.2%
5	中国*	351.2	6.2%	13.8%	5	中国*	283.1	5.2%	12.8%

出典 国際観光振興機構(JNTO)、Australian Bureau of Statistics 3401.0 2007.11

\*香港、台湾を除く